

令和4年4月1日

透析施設 関係者各位

公益社団法人日本透析医会

会 長 秋澤 忠男

腎不全対策委員会在宅血液透析部会委員長

公益社団法人日本透析医会

副会長 山川 智之

### 在宅血液透析指導管理料について

日頃より当会の運営につきまして、ご協力ご支援頂きありがとうございます。

令和4年度診療報酬改定におきまして、C102-2 在宅血液透析指導管理料が8,000点から10,000点に増点されるとともに、実施上の留意事項として「(5)日本透析医会が作成した「在宅血液透析管理マニュアル」に基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、当該マニュアルに基づいて在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。」という条件が追加されました。

日本透析医会が作成している「在宅血液透析管理マニュアル(改訂版)」の「在宅血液透析の定義」には別添のとおり、「本マニュアルにおいては、患者本人および介助者が十分な教育を受けることで、体外循環による危険を内在している在宅血液透析治療の安全性を担保している。前述のような高齢者住宅等の医療施設外における血液透析は、本マニュアルの定義する在宅血液透析とは一線を画する。安全性と責任の所在についての議論が十分になされていない現時点では、透析患者に教育訓練を行わない高齢者住宅等の医療施設外における血液透析は、本マニュアルでは在宅血液透析としては扱わない。」としており、高齢者住宅等の医療施設外における血液透析が、患者本人および介助者が十分な教育を受けて行う一般の在宅血液透析とは異なり、在宅血液透析管理マニュアルに基づく在宅血液透析ではない、ということを確認しております。

従って、このような医療施設外における血液透析については、在宅血液透析指導管理料を請求することはできないというのが当会の見解ですので、ご留意ください。

#### [参考]

『在宅血液透析管理マニュアル(改訂版)』(令和2年8月31日発行)

[http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/05\\_publish/doc\\_m\\_and\\_g/20200831\\_home\\_hemodialysis.pdf](http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/05_publish/doc_m_and_g/20200831_home_hemodialysis.pdf)

(別 添)

「在宅血液透析管理マニュアル（改訂版）」（令和2年8月31日発行）より抜粋

## 2. 在宅血液透析の定義

在宅血液透析は、患者および1名以上の介助者が、医療施設において十分な教育訓練を受けた上で、医療施設の指示に従い、原則1人に対して1台患者居宅に設置された透析装置を用い、患者居宅で行う血液透析治療である。穿刺は自己穿刺が前提となるが、穿刺者が医師、看護師、臨床工学技士のいずれかの有資格者の場合のみ代行可能である。

近年、高齢者住宅等に入居している通院困難な透析患者に、患者自身に教育訓練を受けさせることなく、透析施設のスタッフが穿刺や回収時に出向き、血液透析を行う例がある。

本マニュアルにおいては、患者本人および介助者が十分な教育を受けることで、体外循環による危険を内在している在宅血液透析治療の安全性を担保している。前述のような高齢者住宅等の医療施設外における血液透析は、本マニュアルで定義する在宅血液透析とは一線を画する。安全性と責任の所在についての議論が十分になされていない現時点では、透析患者に教育訓練を行わない高齢者住宅等の医療施設外における血液透析は、本マニュアルでは在宅血液透析として扱わない。